

平成 19 年度第 5 回臨時会

町田市教育委員会会議録

1、開催日 平成20年(2008年)3月27日

2、開催場所 第三、第四会議室

3、出席委員  
委員 長 富川 快雄  
委員 名取 紀美江  
委員 井関 孝善  
教育長 山田 雄三

4、署名委員  
委員長  
委員

5、出席事務局職員	学校教育部長	安藤 源 照
	生涯学習部長	荒木 純 生
	教育総務課長	老 沼 誠
	教育総務課管理主幹	馬 場 昭 乃
	施設課長	金 子 敬
	施設課主幹	梅 村 文 雄
	学務課長	松 村 信 一
	指導課副参事	飯 島 博 昭
	指導課主幹	田 後 毅
	統括指導主事	澤 井 陽 介
	総務部営繕課長	井 上 正 一
	総務部営繕課主幹	稲 垣 明 朗
	書 記	堀 場 典 子
	書 記	福 元 貞 栄
	速 記 士	大 前 むつみ

(マキ朝日データサービス)

6、提出議案及び結果

議案第 80 号	教育委員会職員の 4 月 1 日付け人事異動の承認を求めることについて	承 認
議案第 81 号	町田市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第 82 号	町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決

7、傍聴者数 0名

## 8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○委員長 ただいまより第 5 回臨時教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は名取紀美江委員です。

日程に従って進めてまいります。日程第 1、議案審議事項の中の議案第 80 号につきましては人事案件ですので、非公開扱いとし、報告事項終了後、関係者のみお残りいただいて審議をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第 1、議案審議事項、議案第 81 号について審議をいたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 81 号は、町田市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程についてでございます。

本件は、学校教育法の改正に伴い、市立学校に置かれている副校長と称している教頭を学校教育法上の副校長と位置づけるため、改正をするものでございます。

2 枚めくっていただきまして、新旧対照表がございますが、左側が改正後、右側が改正前でございます。出勤簿整理者のところの「教頭」を「副校長」、それから、職員をして「整理せしむることができる」という部分を「整理させることができる」と文言を直すものでございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

文言の整理だけですね。――では、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 81 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

議案第 82 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 82 号は、町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正する規程についてでございます。

本件は、スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例並びに町田市組織条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、組織や事務内容を変更するため、一部を改正するものです。

内容につきましては、次のページの裏の方に新旧対照表がございます。市立学校施設の開放に関すること、学校跡地のうちグラウンド及び体育館の利用に関すること、これが今までスポーツ課だったわけですが、今度、スポーツ課が文化スポーツ振興部の方に移管されますので、補助執行させる職員について、文化スポーツ振興部スポーツ振興課長と改めるものでございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

○井関委員 2 枚目の別表第 2 に加えることで、町田市立学校施設の開放に関することで特別教室に関することは除くということですが、この特別教室というのは旧忠生五小の学校跡地かもしれませんけれども、あと何か 3 校ぐらいあったと思いますが、そのことですか。

○生涯学習部長 そのとおりです。

○委員長 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 82 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

日程第 2、報告事項に移ります。

では、順番にお願いしたいと思います。

○教育総務課長 それでは、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく事務の委任に関する協議についてでございます。

2008年2月6日付で市長に対しまして、学校施設の維持保全に関する工事に関しまして、現状で40万円以下の工事については施設課が担当し、40万円を超える工事は営繕課が担当しておりますが、この40万円という額を取り払って、40万円以上の工事でも一部施設課で施行したいという協議をいたしました。現状のままでよろしく願いたいという回答がございましたので、ご報告を申し上げます。

**○学校教育部長** 町田市立町田第三小学校渡り廊下のアスベストの使用について報告をいたします。

町田市立町田第三小学校の渡り廊下の耐震補強工事におきまして、鉄骨の梁などに使用されている吹付け材が、封じ込め措置はされてはいましたが、アスベストを含有していると認識しないまま一部撤去をされました。本日は、主として児童の安全の観点から、本工事の概要と経過、児童へのリスク及び今後の対応策等についてご報告をいたします。

アスベストは、封じ込め、つまり固化、固める措置をしております。子どもたちがアスベストに曝露をした可能性は高くはないとの見解はいただいておりますが、曝露の可能性を完全には否定できないところから、関係者、とりわけ保護者の皆様にはご心配をおかけしております。大変申しわけなく思っております。この場をおかりしておわびを申し上げます。

工事の概要と経過です。町田第三小学校渡り廊下は、管理棟と西校舎をつなぐ鉄骨造3階建てですが、この耐震補強工事は2007年6月7日から2008年2月29日まで復旧工事も含めまして行っております。天井裏に耐震ブレースを取りつけるために、今回、問題となっております吹付け材の撤去工事を7月31日から8月2日までの3日間行っております。その後、8月3日から12月2日までは構造設計変更のために耐震補強工事を中断しております。実際には12月3日から耐震補強工事を再開し、翌年の2008年2月20日まで工事を行いました。

2月22日に、吹付け専門業者から、渡り廊下の被覆材にアスベストが含まれている可能性が指摘をされまして、成分分析の結果、3月14日にアスベストが含有されていることが確認されたところでございます。また、3月26日には空気中のアスベストは検出されないとの空気測定の結果も報告をされております。なお、3月21日には、保護者を対象にアスベストの状況と対応策についての説明会を町三小の体育館で実施いたしました。参加者は約30名でございました。

次に、児童への健康リスクについてご報告したいと思います。アスベストの調査結果に

ついてということになります。吹付け材の成分分析の結果、最終的に3月24日、含有率10%のクロシドライトを検出との報告を受けております。一方、空気中のアスベストの飛散調査は、渡り廊下とその天井裏及び外部の11カ所について3月20日に実施をし、3月25日、いずれの箇所も検出されないとの報告を、これは速報ということになりますけれども、受けております。

参考までに、大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設設置工場の敷地境界基準によれば、1リットル当たり10本が1つの目安ということになっております。つまり、工事前も後もアスベストの飛散はないということはこの調査の結果は意味しております。アスベスト含有の吹付け材は存在しましたが、そもそも封じ込め措置をしていたものであったため、この期間については健康への影響はなく、問題ないと考えているところであります。

問題となりますのは、剥離工事を行った7月31日から8月2日の3日間の状況ということになります。この期間、学校にいた児童は、プール開放で7月31日に71人、8月1日には90人、8月2日には77人、また、7月31日の算数教室には98人が参加しております。そのほか学童保育クラブがございまして、この児童数は42名となっております。この撤去工事期間中は仮囲いをし、工事範囲内外を区別しておりました。このため、児童の立ち入りはございませんでした。

産業医に剥離工事の状況の説明をいたしまして、健康被害のリスクはどの程度と考えるとよいのか所見を伺いました。これは3月19日でございます。これについて、工事前後の措置には問題ないとおっしゃっております。これは要するに、固める措置をしてあるということですね。工事の3日間は問題であるが、固化処理がされていて、粉じんが出ていなければリスクは高くないと言えるのではないかという見解でございました。このため、3月21日に工事従事者から施工状況を確認しましたところ、固まっているので、スクレーパーを使って——スクレーパーというのはお好み焼きのヘラのようなものですが、それではがしたということでもございました。つまり、粉じんが飛散するような工事ではなかったとの趣旨の説明を受けております。この結果から直ちに断定はできませんが、撤去工事中の健康のリスクにおいても、産業医の見解どおり高くなかったと推定をしているところでございます。

そうは言いながらも、健康へのリスクが全くないということは断定できません。そこで、健康診断について産業医に所見を伺ったところ、仮にアスベストを吸引したとしても、直ちに発症につながるものではないという趣旨のことをおっしゃってございましたが、次のよ

うにご説明をされておりました。がんになる可能性があるということで、腫瘍ができて初めてわかる。すぐに発症するわけではなく、10年、20年かかる。今は必要ない。つまり、今、検査をしても所見にあらわれないという趣旨の説明を受けたわけです。

続けて、今後、学校や職場での健康診断の問診時にアスベストを吸った可能性があることを医師に伝えればいい。そのことを関係者に周知することが必要だといった所見でございました。保健所、市民病院呼吸器科でも伺いましたが、同様の見解を示されておりました。また、特別に検査をすること自体もリスクがある、つまりエックス線の被曝等もあるということも言及されておりました。したがって、健康診断を行わない方がよいと考えているところでございます。

今後の対応でありますけれども、1つはアスベストの対策であります。今回の事故は、過去に行ったアスベスト調査での漏れにその原因の一端があると考えられます。したがって、早い時期に全校を対象にアスベストの再調査の委託をし、発見されれば速やかに撤去したいと考えております。町三小につきましては、夏休み期間中までには撤去したいと考えております。これは諸改正の届出等の関係がありますので、時期が今の時点では明確に申し上げられないということでもあります。

2つ目は健康診断の関係であります。先ほど述べたように、健康診断はリスクがあるということで、行わない方がよいと考えております。産業医がおっしゃるように、将来は職場や学校での通常の定期健康診断で対応していただきたいと考えております。ただ、曝露に対する不安をお持ちの保護者もいらっしゃると思います。その場合には、市民病院呼吸器科で健康診断を受けることができるように現在調整をしているところでございます。

それから、将来、万一発症した場合には保障はどうしてくれるのかということもございます。これについては、発症の因果関係の挙証責任については市にあるという立場で相談に応じていきたいと思っております。それから、将来の対応窓口は教育総務課を予定しているところでございます。

それから、今るる申し上げたような内容についてやはり周知していく必要があるだろうと思います。新しくデータも出ておりますので、改めて3月31日に保護者説明会を予定しておりますし、工事の概要、経過、健康へのリスク、今後の対応などについて文書化し、それぞれに送付をしていきたいと思っております。あわせてホームページにもそういった内容について掲載をしていきたいと考えているところでございます。

工事の概要については、営繕課長の方から若干補足説明をさせていただきたいと思いま

す。

○**営繕課長** 改めまして、町田第三小学校渡り廊下のアスベストの関係につきまして報告させていただきたいと思います。その前段としまして、児童の皆さんにご心配をかけたことにおわびしたいと思います。

この渡り廊下につきましては、昭和 49 年 11 月に鉄筋コンクリート造の 4 階建ての校舎と同時に建設されたものでございます。その中で、西校舎と管理棟のある 3 階建て及び 4 階建ての本館の校舎を結ぶ渡り廊下として、鉄骨造の 3 階建てでつくられたものでございます。1 階は吹き抜けで通行ができます。2 階、3 階につきましては、内部廊下と同じような形の仕様でございます。その中で、天井裏の梁の部分に耐火被覆用として吹付け材が使われております。この吹付け材にアスベストが含まれていたということでございます。

工事につきましては、契約が 2007 年 6 月 7 日でございます。工期は、当初、9 月 28 日までの間に耐震補強工事を済ませるという形で進めておりましたが、その中で渡り廊下部分の構造上の変更がございました。それで、第 1 回目として、工期を 12 月 21 日までに延期し、渡り廊下部分の耐震補強が延びました。その後、この構造の関係につきましては、一般住宅でいう確認と同じような形で、構造変更に伴う公的機関の証明に当たります評定を取得する。それと、通常、授業をしている中で、学校の使い勝手を考慮した工程の中で、2008 年 2 月 29 日まで工期を延期してございます。この間に、校舎の部分につきましては、耐震補強工事が 9 月 28 日の段階で終わっております。渡り廊下のみ残ったという形でございます。この渡り廊下につきましては、12 月 3 日から 2 月 25 日までの間で完了してございます。

なお、この渡り廊下は、1 階部分の延長は 14 メートル、2 階、3 階部分の延長が 22 メートル、床面積といたしましては 139 平方メートルのものでございます。この中で鉄骨ブレース、耐震補強をやるために既存の鉄骨の耐火被覆材をはがし取る。はがし取った面積としましては、お手元の資料にございますとおり、全体の 136 平米のうち約 30%の 40 平方メートルでございます。容積的には約 0.8 立方メートルでございます。この撤去時期が 7 月 31 日から 8 月 2 日で、8 月 3 日にはこの材料につきましては処分場の方に搬出されてございます。なお、この吹付け材につきまして分析の結果、クロシドライトという青石綿が 10%含有されたものが使われているということでございます。

あとの経過につきましては、学校教育部長が説明したとおりでございます。

○**学務課長** では、3 点目の報告事項です。



町田市立小・中学校統合準備会設置要綱の廃止について報告します。

本要綱は、1999年4月に施行し、小・中学校の統合を円滑に推進するため、統合校間に準備会を設置し、小・中学校の統合新設校の統合準備に関すること及び統合新設校の施設整備計画に関することを調査、検討し、その結果を町田市教育委員会に報告することを目的としております。今後は準備会を設置する予定がなく、現時点で所期の目的を達成したと考えられるため、廃止するものであります。

報告事項4点目、町田市立小・中学校選択制度検討委員会設置要綱の廃止について。本要綱は、2002年7月に施行したものであります。当検討委員会では、2003年3月20日に「町田市立小・中学校選択制度報告書」を提出したことにより、所期の目的を達成したと考えられるため、廃止するものであります。

**○指導課副参事** 5点目から10点目まで、指導課から報告をさせていただきます。

5点目です。町田市中学生職場体験推進委員会設置要綱の一部改正について。改正理由につきましては、4月1日施行の組織改正に伴い、委員会委員の名称が変更になるため、改正をするものでございます。委員会の委員名を新組織の部長職に改めます。その他、文言の整理を行います。

新組織でございますけれども、企画部長が政策経営部長、企画部政策審議室長が経営改革室長というように、新組織の部長職に改めるものでございます。その他、文言の整理につきましては、一例といたしましては、「委員長に事故あるとき」という表現を「事故があるとき」というように、内容を変えるものではなく、あくまでも言い回し、字句について訂正を行うものであります。

6点目、町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会設置要綱の一部改正についてでございます。これにつきましては、学校教育法改正に伴い、市立学校に置かれている副校長と称している教頭を学校教育法上の副校長と位置づけることにより、改正をするということでございます。

今まで教頭という表現をしてございましたが、こちらについて副校長と改めます。また、文言の整理もあわせて行っております。文言の整理につきましては、先ほど申し上げたように、内容を改めるものではなく、言い回し、字句について整理をしたものでございます。

7点目、町田市中学生国際交流推進協議会設置要綱の一部改正について。これにつきましても、同じく中学校教頭を中学校副校長に改めております。その他文言の整理を行っております。

8点目、町田市人権教育推進委員会設置要綱の一部改正について。これにつきましても、同じく副校長と位置づけて、教頭を副校長と変えております。その他、文言の整理を行いました。

続いて9点目、町田市立小・中学校における都費負担職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正について。同じく市立学校に置かれている教頭を副校長と位置づけております。その他、文言の整理を行っております。

10点目、町田市立小・中学校初任者研修実施要綱の一部改正について。これについても、今まで同様に教頭を副校長と位置づけ、文言の整理を行ったものでございます。

**○委員長** 以上で各課からの報告は終わりました。

一括して、質問その他ありましたらどうぞ。

**○井関委員** 町田三小のアスベストの件です。ご報告で、今までの調査で落ちがあるかもしれないので、もう一度調査をするというようなことを言われたと思います。ちょうどこの機会を逃すと後はできないという覚悟で、どなたがチェックするか、専門家が見ればわかるでしょうけれども、学校で疑いの深い部分を挙げるなどという場合は、方法やチェックリストを渡してきちんとしていただきたいと思います。

あと、言われた方は、今まで届けなかった、処分を受けるのかと心配する人もいるかもしれないので、そういうことはないのだと思うのですけれども、すべて明らかにしてしまうように徹底していただければと思います。前、記憶にあるのは、固化したらはがさなくても保存しておけばいいというような処置があったと思うのですが、この際、天井裏にしまってしまうのではなくて、お金がかかっても全部やって、それは市長かもしれませんが、臨時予算なり予備費なりでも使って、はがしたものを全部今回処分してしまうような覚悟でやっていただければと思います。

**○委員長** 今、要望を交えた意見ですけれども、何かありますか。

**○学校教育部長** 見落としがあった結果、こういうことになったということです。先ほど固化すれば問題ないという話がありました。そのとおりであるわけですが、やはりそれでも、そのこと自体がきちんと認識をされていないと今回のようなケースになります。つまり、ないというような認識を持っていると、そのまま工事が行われてしまう可能性がありますので、もう一度徹底して調査をした上で、可及的速やかに撤去していくという方針で臨んでいきたいと思っております。

**○委員長** 再検査の期間はいつ頃から始まるのですか。

○**学校教育部長** 用意ができ次第、新年度の中で直ちに行っていきたいと思っております。

○**井関委員** 念を押すようではすけれども、今の部長さんのお話で、可及的速やかに全部取っ払ってしまうというのは非常にいい方法だと思います。確かに固化していれば吹きつけだけで何もしないので安いけれども、撤去になると莫大なお金がかかると思うのです。多分、これをあと何年か後に完全に取るというときは、ほかのいろんな有害物の処理を考えたも、今できるだけやっておいた方がかえっていいのではないかと思います。

○**委員長** では、これを参考にさせていただきたいと思えます。

ほかにございますか。——ないようですので、報告事項を終了します。

○**営繕課長** 先ほど工程的な説明をしたところで、日数的に誤解を生じるといけない部分がございますので、追加させていただきたいと思えます。

渡り廊下の方の工事につきましては2月25日に終わっているのですが、全体の契約工期は2月29日まででございます。その残り4日間、何をしたかというところがあると思うのですが、これにつきましては、工事に伴いまして仮囲い、清掃、そういう作業をしてございます。ですから、渡り廊下の部分の工事はしていないのですが、その時点で学校の方は使っております。ただ、周りの整備工事、清掃等がございますので、2月29日までの工期で、その中で工事は完了しているということを追加させていただきます。

○**委員長** では、報告事項を終わります。

議案第80号は非公開の扱いとなりますので、関係者のみお残りいただきたいと思います。休憩いたします。

午前10時28分休憩

---

午前10時30分再開

○**委員長** 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○**委員長** 以上で第5回臨時教育委員会を閉会いたします。

午前10時34分閉会